稲敷市　耐震改修促進計画

概要版

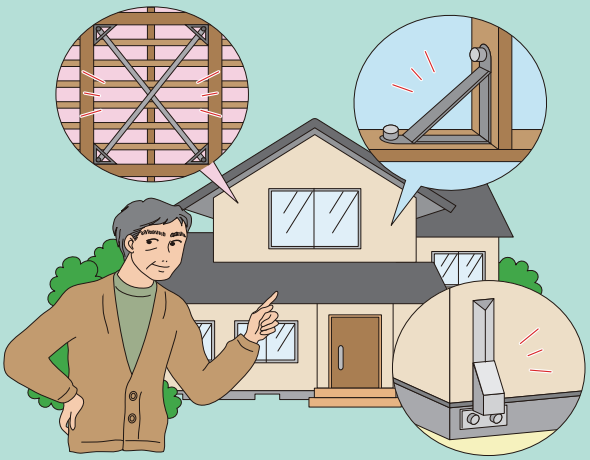

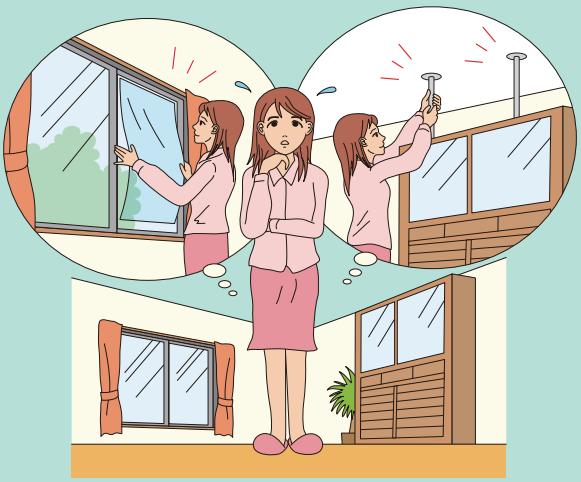

稲敷市
Inashiki City

1．計画の背景と耐震化の重要性

地震による人的被害の多くは、建築物の倒壊と火災及び津波によるものです。特に阪神・淡路大震災では、90%以上が建築物の倒壊によるものであった事が判明しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震被害を受けて、今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模地震に備え、建築物の耐震化を促進し被害を軽減するため、平成25年5月に耐震改修促進法が改正されました。

皆さんの"命や財産"を守るためにも
住宅や建築物の**耐震化**が急務です。

■阪神・淡路大震災の住宅被害

2．計画の概要

目　的

耐震改修促進法（H30年改正）に基づき、建築物の耐震化と耐震改修により耐震化を促進することで地震発生時の被害を軽減し「住民の生命と財産を守る」事を目的として策定する計画です。法改正をうけ、H27年に策定した「稲敷市耐震改修促進計画」を見直し、耐震化をより計画的かつ総合的に推進します。

計画期間

令和３年度～令和７年度（５年間）

対象建築物

市内全域における、旧耐震基準（昭和５６年6月１日以前の建築確認）で建築された全ての建築物

3．本市で想定される地震と被害

稲敷市周辺において想定される地震は「茨城県南部のプレート境界地震」や稲敷市直下の活断層を想定した「稲敷市直下地震」が想定されます。なお、現時点では稲敷市直下に活断層は確認されていません。

想定地震

①茨城県南部のプレート境界地震（マグニチュード７．３）
②稲敷市直下地震（マグニチュード７．２）

被害想定

■全壊棟数
茨城県南部地震：858棟／稲敷市直下地震：15,402棟
■人的被害（死者数）
茨城県南部地震：30名／稲敷市直下地震：762名

■茨城県南部のプレート境界地震による建物被害

	建物数			全壊建物数			半壊建物数			全半壊	被害率(演算)		
	総数（棟）	木造（棟）	非木造（棟）	総数（棟）	木造（棟）	非木造（棟）	総数（棟）	木造（棟）	非木造（棟）	建物数（棟）	全壊率（%）	半壊率（%）	全半壊率（%）
稲敷市	35,376	28,947	6,429	858	703	155	9,501	7,775	1,726	10,359	2.4	26.9	29.3
江戸崎地区	15,535	12,667	2,868	326	266	60	3,868	3,154	714	4,194	2.1	24.9	27.0
新利根地区	7,077	5,795	1,282	199	163	36	2,150	1,761	389	2,349	2.8	30.4	33.2
桜　川地区	4,355	3,559	796	121	99	22	1,335	1,091	244	1,456	2.8	30.6	33.4
東　地区	8,409	6,926	1,483	212	175	37	2,148	1,769	379	2,360	2.5	25.5	28.1

■稲敷市直下地震による建物被害

	建物数			全壊建物数			半壊建物数			全半壊	被害率(演算)		
	総数（棟）	木造（棟）	非木造（棟）	総数（棟）	木造（棟）	非木造（棟）	総数（棟）	木造（棟）	非木造（棟）	建物数（棟）	全壊率（%）	半壊率（%）	全半壊率（%）
稲敷市	35,376	28,947	6,429	15,403	12,602	2,801	8,176	6,691	1,485	23,578	43.5	23.1	66.6
江戸崎地区	15,535	12,667	2,868	6,587	5,371	1,216	3,560	2,903	657	10,147	42.4	22.9	65.3
新利根地区	7,077	5,795	1,282	3,653	2,991	662	1,434	1,174	260	5,086	51.6	20.3	71.9
桜　川地区	4,355	3,559	796	1,906	1,558	348	1,073	877	196	2,979	43.8	24.6	68.4
東　地区	8,409	6,926	1,483	3,257	2,682	575	2,109	1,737	372	5,366	38.7	25.1	63.8

4．耐震化の現状と目標

耐震化の現状と目標

住宅

総数：19,715棟
耐震性あり：13,496棟
耐震性なし：6,219棟

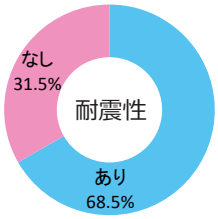

目標⇒95%
+26.5%

民間特定建築物

総数：36棟
耐震性あり：32棟
耐震性なし：4棟

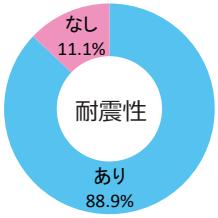

目標⇒95%
+6.1%

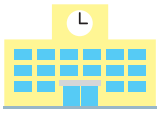

市有建築物

総数：77棟
耐震性あり：75棟
耐震性なし：2棟

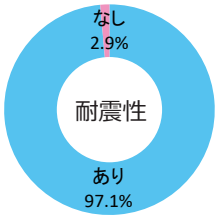

目標⇒100%
+2.9%

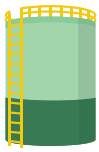

危険物取扱建築物

総数：28棟
耐震性あり：27棟
耐震性なし：1棟

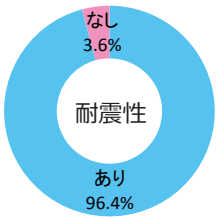

目標⇒100%
+3.6%

緊急輸送道路沿道建築物

＊緊急輸送道路沿道で建物倒壊時に通行障害となる可能性のある建築物

総数：140棟
耐震性あり：52棟
耐震性なし：88棟

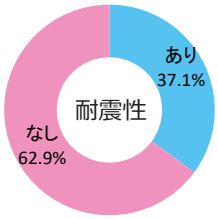

目標⇒95%
+57.9%

5．耐震化促進のための取組方針

住宅・建築物所有者

建築物に係る耐震化等の防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則

行　　政

建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援や情報の提供

6．所有者の義務と指導・助言

多くの人が集まる一定規模以上の建築物や、緊急輸送道路沿道の建築物で災害時に通行障害となる可能性のある建築物の所有者は、耐震診断と耐震改修の義務があります。
建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認める場合は、対象となる建築物の所有者等に対し指導・助言、指示を行い、著しく保安上危険となる場合は勧告・命令をします。さらに、それでも従わない場合は、法律に基づき公表する場合があります。

所有者の義務

建築物の種類	耐震診断	耐震改修	報告期限
要安全確認計画記載建築物	義務	努力義務	令和 7 年 3 月 31 日
要緊急安全確認大規模建築物	義務	努力義務	
特定既存耐震不適格建築物	努力義務	努力義務	
上記以外の既存耐震不適格建築物	努力義務	努力義務	

特定既存耐震不適格建築物(特定建築物)の要件

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件（助言対象）	特定既存耐震不適格建築物の要件（指示対象）	要緊急安全確認大規模建築物の要件（耐震診断義務付け）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

7. 緊急輸送道路

地震により緊急輸送道路等、防災上重要な道路に接する建築物が倒壊して道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、緊急物資等の輸送や復旧・復興活動を困難にさせるため、道路閉塞を防ぐべく緊急輸送道路に接する建築物について、重点的に耐震化を促進することが必要です。

稲敷市では第一次緊急輸送道路が7路線、第二次緊急輸送道路が1路線、第三次緊急輸送道路が4路線、独自の緊急輸送道路が1路線の合計13路線が指定されています。

緊急輸送道路一覧・位置図

種別	番号	路線名	起点側	終点側
第一次 緊急輸送道路	①	首都圏中央連絡自動車道	牛久市境	稲敷市県境（千葉県）
	②	国道51号	稲敷市県境（千葉県）	潮来市境
	③	国道125号	稲敷市 西代 国道51号（北田交差点）	美浦村境
	④	国道408号	河内町境	牛久市境
	⑤	竜ケ崎潮来線	稲敷市 角崎 国道408号（角崎交差点）	稲敷市 幸田 国道125号（幸田交差点）
	⑥	江戸崎新利根線	稲敷市 鳩崎 国道125号（姥神交差点）	稲敷市 松山 国道408号（松山交差点）
	⑦	江戸崎新利根線	稲敷市 沼田 圏央道（稲敷IC）	稲敷市 羽賀 江戸崎新利根線（羽賀丁字路交差点）
第二次 緊急輸送道路	⑧	江戸崎神崎線	稲敷市 幸田 国道125号交差	稲敷市県境（千葉県）
第三次 緊急輸送道路	⑨	江戸崎下総線	稲敷市 江戸崎 主要地方道土浦稲敷線交差	稲敷警察署
	⑩	稲敷阿見線	稲敷市 江戸崎 主要地方道江戸崎新利根線交差	稲敷市役所
	⑪	土浦稲敷線	稲敷市 江戸崎 主要地方道江戸崎新利根線交差	稲敷市 江戸崎 江戸崎下総線 接続
	⑫	稲敷市認定市道(桜)1-16号線	桜川公民館	稲敷市 下馬渡 県道新川江戸崎線交差
市独自 緊急輸送道路	⑬	新川江戸崎線～広域農道	稲敷市 西代 国道51号交差	稲敷市 柏木 国道125号交差

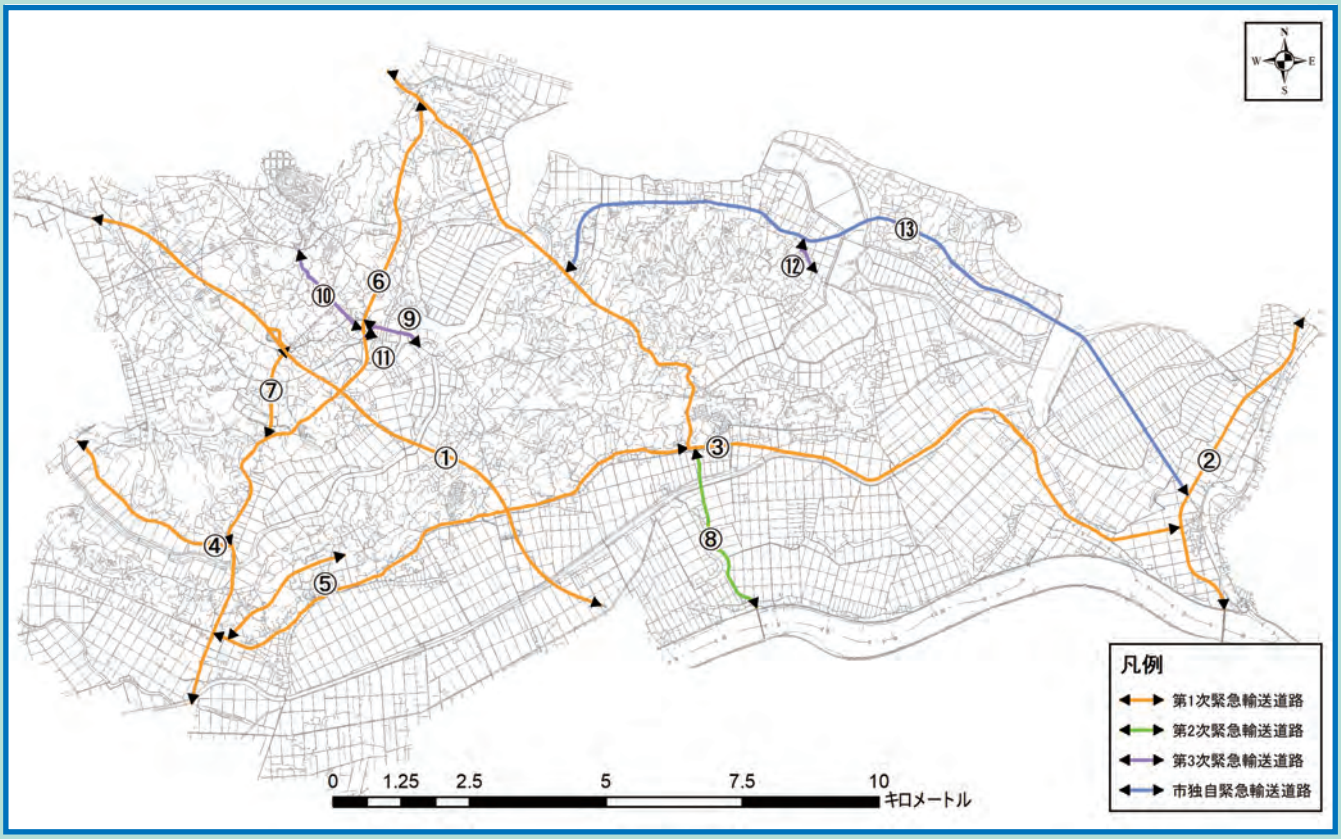

8．耐震化促進のための施策

市では、耐震化を促進させるために、次の施策に取組みます。

安全性への啓発と知識の普及

- 啓発資料・市HP等を活用した普及・啓発
- 講習会等の開催
- ゆれやすさマップの活用
- 情報提供等の充実
- 木造住宅の耐震化に関する技術的な知識の普及

耐震化促進環境の整備

- 相談体制等の充実
- 情報の提供
- リフォーム・バリアフリー工事等にあわせた耐震改修への誘導
- 地域住民等との連携

耐震化促進のための支援策

- 助成制度の活用　(市による「木造住宅耐震診断士派遣事業」など)
- 融資制度の活用　(住宅金融支援機構による「融資制度」など)
- 税制に対する措置の活用　(「所得税」「固定資産税」の優遇や減額など)

地震に備えての安全対策

- 落下物対策
- ブロック塀等の安全対策
- 家具等の転倒防止対策
- 液状化による建築物被害の軽減対策

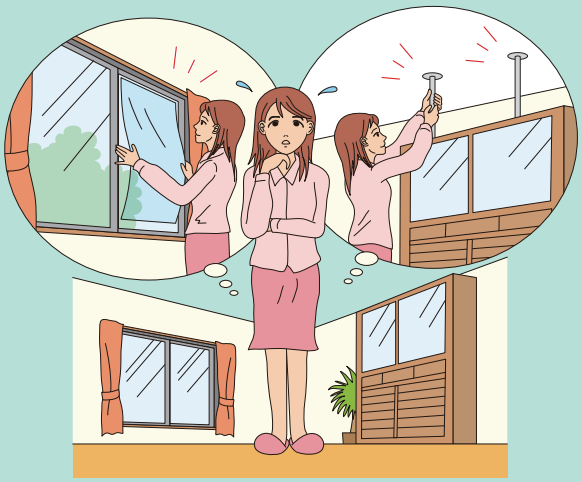

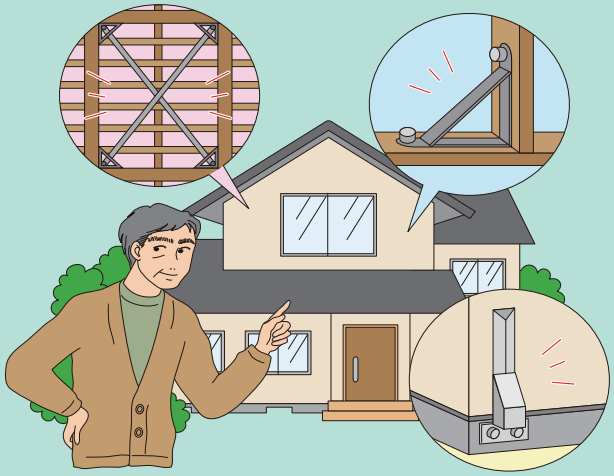

9．地震に備えて

地震はいつ発生してもおかしくない状況です。いざという時のために、日頃から地震に備えた準備が必要です。建築物の耐震化は命を守るためにも非常に大切です。そのためにも、昭和56年6月より前の旧耐震基準で建築された建築物は耐震診断を受けましょう。
また、インターネットで気軽にできる「耐震診断」や国が作成した耐震関連のパンフレットもありますので活用しましょう。

建築物の耐震化以外にも「家具の転倒防止化」や「避難ルート・避難場所の確認」等を、「ゆれやすさマップ」等を活用して、家族で確認しあいましょう。

耐震診断・耐震改修関連パンフレット

お問い合わせ先

稲敷市　地域振興部　産業振興課
〒300-0595　稲敷市犬塚1570番地1
TEL　029-892-2000（代表）